

○保険料

後期高齢者医療制度の保険料率は、県内均一で定められ、2年ごとに見直されます。
 保険料額は、被保険者一人当たりの均等割額と、所得に応じた所得割額の合計で個人ごとに決められます。

保険料 = 均等割額 + 所得割額

被保険者均等割額（年額）	39,310円
所得割額（年額）	基礎控除後の総所得金額等 × 7.39%

※保険料の限度額は、50万円（年額）となります

★保険料の軽減

所得の少ない世帯に属する人
 所得の少ない世帯の人は、世帯主および被保険者の所得に応じ

て、保険料の被保険者均等割額が軽減（7割、5割、2割）されます。

★社会保険の被扶養者であった人は、社会保険の被扶養者であった人は、制度加入時から2年間は被保険者均等割額を半額（5割）とし、所得割額を賦課しないとする軽減措置が適用されます。ただし、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず、10月から平成21年3月までの半年間は被保険者均等割額の9割が軽減されま

納付の方法

【特別徴収】

年額18万円以上の年金を受給されている人は、年金から天引きされます。

※介護保険料と合わせた保険料が、年金受給額の2分の1を超える場合は、特別徴収となります。

※社会保険の被扶養者であった人に対する年金からの天引きは、10月から行われます。

【普通徴収】

特別徴収以外の人は、市から送付される納付書や口座振替により納めていただきます。

○医療費が高額になったとき（高額療養費）

1カ月の医療費が高額になったときは、申請をして認められると、自己負担限度額を超えた分が払い

戻されます。ただし、老人保健医療制度において申請された人は、後期高齢者医療制度に引き継がれますので、再度申請する必要はありません。

高額療養費の自己負担限度額（月額）

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	外来+入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を越えた場合は、超えた分の1%を加算（44,400円）
一般	12,000円	44,400円
区分Ⅱ	8,000円	24,600円
区分Ⅰ	8,000円	15,000円

※（ ）内は過去12カ月間に4回以上支給を受けた場合の4回目からの限度額

一般：現役並み所得者、区分Ⅰおよび区分Ⅱ以外の人

区分Ⅱ：世帯の全員が住民税非課税の人（区分Ⅰ以外）

区分Ⅰ：世帯の全員が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を80万円として計算）を差し引いたとき0円となる人